

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社JSP			コード	7942
提出日	2021/6/9	異動（予定）日	2021/6/29		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	彌永一二三	社外取締役	○													○		有
2	篠塚久志	社外取締役	○													○		有
3	池田隆之	社外取締役	○													○	新任	有
4	澤田芳明	社外監査役	○										△					有
5	田辺克彦	社外監査役	○										○					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当する事項はありません。	彌永一二三氏は、長年にわたり企業経営に携わった経験を有し、経営管理全般に豊富な実績と経験等を有しております。こうした豊富な実績と経験を活かし、当社のコーポレートガバナンス強化等に貢献していただけると判断しています。 また、同氏は当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の重要な利害関係はなく、以上により当社の社外取締役として独立性は確保されているものと判断しています。 尚、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断されることから、独立役員として指定致します。
2	該当する事項はありません。	篠塚久志氏は、グローバルに事業展開を行う会社の現地法人社長を歴任するなど、豊富な経験と経営者としての見識を有しております。こうした豊富な経験等を活かし、当社の海外事業展開への助言や、意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献していただけると判断しています。 また、同氏は当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の重要な利害関係はなく、以上により当社の社外取締役として独立性は確保されているものと判断しています。 尚、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断されることから、独立役員として指定致します。
3	該当する事項はありません。	池田隆之氏は、グローバルに事業展開を行う会社の社長を長年にわたり務めてこられ、豊富な経験と経営全般にわたる見識を有しております。こうした豊富な経験等を活かし、当社の経営基盤強化への助言や、意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献していただけると判断しています。 また、同氏は当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、以上により当社の社外取締役として独立性は確保されているものと判断しています。 尚、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断されることから、独立役員として指定致します。
4	澤田芳明氏は、日本生命保険相互会社の出身ですが、2018年3月末をもって同社を退社されております。同社は、当社株式を0.76%所有していると共に、当社の資金調達先でもあります。2021年3月末現在の当社の借入金残高の総額に占める同社の割合は3.4%であります。また、同社からの借入額は、2021年3月末で連結総資産の0.6%未満であります。	澤田芳明氏は、金融機関等における豊富な知識と経験等を有しております。こうした豊富な知識と経験を当社の監査業務に活かしていただけると判断しています。 左記のとおり同氏は、日本生命保険相互会社の出身ですが、当社と同社との間に事業活動上の特別な取引はありません。また、同氏は当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の重要な利害関係はなく、以上により当社の社外監査役として独立性は確保されているものと判断しています。 尚、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断されることから、独立役員として指定致します。
5	田辺克彦氏は、田辺総合法律事務所の代表パートナーとして就任されております。当社は、同法律事務所の田辺信彦氏と法律顧問契約を締結していますが、2021年3月期における当社から同法律事務所への支払報酬額は3,851千円であります。	田辺克彦氏は、法曹界の要職を歴任し、弁護士としての豊富な経験と法律やコンプライアンスに関する高度な知見を有しております。こうした豊富な知識と経験を当社の監査業務に活かしていただけると判断しています。 また、同氏は当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、以上により当社の社外監査役として独立性は確保されているものと判断しています。 尚、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断されることから、独立役員として指定致します。

4. 補足説明

<社外役員独立性基準> 当社の社外役員が次の項目のいずれかに該当する場合、独立性を有しないものと判断する。 1. 当該社外役員の配偶者または2親等内の親族が、現在または過去3年において、当社の親会社及び当社の親会社の子会社から成る企業集団に属する会社の取締役、監査役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人として在職していた場合 2. 当該社外役員が、次のいずれかに該当する取引先等または当該取引先等が法人である場合における当該法人の取締役、監査役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である場合 (1) 過去3年間の平均で当社の年間連結売上高の2%以上の支払を、当社及び当社の子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）に行っている取引先 (2) 過去3年間の平均で当該取引先の年間連結売上高の2%以上の支払を、当社グループから受けた取引先 (3) 現在、当社グループが当社の連結総資産の2%以上に相当する金額を借り入れたる借入先 3. 当該社外役員が、弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社グループから、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の報酬を受けている場合（報酬を受けている者が団体である場合には、当該団体に属する場合） 4. 当該社外役員が、当社の10%以上の議決権を有している株主（当該株主が法人である場合には、当該法人の取締役、監査役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人）である場合
--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。